

## 明和町町内業者認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、適正な競争原理のもとで公正性を確保した上で、明和町が発注する建設工事等により地元経済の発展を目指し、持続可能で活力ある地域社会の実現に寄与すること、また、地域における雇用の確保、町内業者の育成が図られることを目的とする。

### (定義)

第2条 町内業者、準町内業者、県内業者、県外業者についての定義は次のとおりとする。

- (1) 町内業者：明和町内に本店を有する者
- (2) 準町内業者：明和町以外に本店を有するが、明和町内に支店又は営業所を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている者
- (3) 県内業者：三重県内の明和町外に本店、支店又は営業所を有し、準町内業者に該当しない者
- (4) 県外業者：上記以外の者

### (町内業者の要件)

第3条 町内業者とは、本町に本店（建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。）を有し、次に掲げる要件を全て満たす業者をいう。

- (1) 事務所は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。
  - イ 事務所の存在を明らかにした看板、表札等が表示されていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がされていること。
  - ア 責任者が存在し常駐していること。
  - イ 建設工事にあつては、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。
- (3) 本町に納付すべき税を、個人にあつては、明和町税条例第23条第1項第1号（町内に住所を有する個人）に掲げる者、法人にあつては、同項第3号（町内に事務所又は事業所を有する法人）に掲げる者であつて、その設立又は設置を届け出た者であること。ただし、この基準施行前に明和町税条例第23条第1項第1号及び第3号に該当する者はこの限りではない。
- (4) 本町に納付すべき町民税又は法人住民税を滞納していないこと。
- (5) 法人にあつては、明和町内に会社登記を行っていること。

### (準町内業者の要件)

第4条 準町内業者とは、本町に支店又は営業所（建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。）を有し、次に掲げる要件を全て満たす業者をいう。

- (1) 支店又は営業所は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通

信機、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。

イ 事務所の存在を明らかにした看板、表札等が表示されていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がされていること。

ア 責任者が存在し常駐していること。

イ 建設工事にあたっては、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。

ウ 支店又は営業所の開設に必要な資格を有する技術者が2名以上常駐していること。

(3) 支店又は営業所に常時連絡ができる体制となっていること。

(4) 本町に納付すべき税を、個人にあつては、明和町税条例第23条第1項第1号(町内に住所を有する個人)に掲げる者、法人にあつては、同項第3号(町内に事務所又は事業所を有する法人)に掲げる者であつて、その設立又は設置を届け出た者であること。ただし、この基準施行前に明和町税条例第23条第1項第1号及び第3号に該当する者はこの限りではない。

(5) 本町に納付すべき町民税又は法人住民税を滞納していないこと。

(6) 法人にあつては、明和町内に会社登記を行っていること。

(7) 業務に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理されていること。

(8) 出勤簿等で、職員の勤務実績が常に記録されていること。

#### (基準)

第5条 建設工事等の発注については、次のとおりとする。

(1) 原則として、町内業者の選定を優先する。

(2) 技術的難易度の高い建設工事等で町内業者のみでは対応ができない又は、競争性が確保されないときは、業者の有する資格、工事施工及び業務履行の成績及び実績、工事経歴や業務経験による施工及び履行能力等を総合的に勘案して、準町内業者、県内業者、県外業者の順に対象を拡大する。

#### (実態調査)

第6条 町は、必要に応じて実態調査を行うことができる。実態調査の結果、町内業者、準町内業者の要件に実態の相違がある場合については、必要な改善指導を行うとともに報告を求め、再度実態調査を行うことができるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、町内業者及び準町内業者として取扱わないものとする。

(1) 実態調査を拒否した業者。

(2) 実態調査を実施した結果、人的な配置がされておらず、配置人員が本店又は営業所等と兼務になるなど、不在となる状態が判明した場合。

(3) 連絡をした際に、常時営業所等が転送電話になっており、全く連絡が取れないほか、連絡員の配置のみで単なる取次を行っていることが、常態化している場合。

#### (その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

1 この基準は、令和4年3月25日から施行する。